

湖沼水質保全特別措置法施行令、湖沼水質保全特別措置法施行規則 の改正案に対する意見募集の実施結果について

1 概要

湖沼水質保全基本方針の変更案について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成 1 8 年 2 月 9 日 (木) から 3 月 1 日 (水)
- (2) 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、ファックス又は電子メール

2 御意見の提出者数

団体・研究機関	1 4 名
企業	1 名
個人	1 名
合計	1 6 名 (意見件数 2 5 件)

3 ご意見と対応方針

ご意見の内容と対応方針については、別添参照。

4 今後の予定

平成 1 8 年 3 月中に 政令については閣議決定、政令・施行規則について公表

	御意見内容	件数	ご意見に対する考え方
1. 施行令 (1) 湖沼特定施設の見直し	下水道終末処理施設に対し、湖沼法第7条の汚濁負荷量規制が適用された場合、処理施設の新設及び改築については、事業費の補助率の向上を願う。	1	汚濁負荷量規制の規制基準は、污水处理施設等の整備の見通し等を勘案し、技術的・経済的な対応可能性も十分配慮して都道府県知事が設定するものと考えております。
1.(1)	既に汚濁負荷量規制が適用されている事業場との関係や、新たに規制対象とされる施設の対応可能性等を踏まえ、下水道、農業集落排水施設、地方公共団体が設置する屎尿処理施設について負荷量規制の対象になることは適当である。	7	御意見をふまえて、必要な政省令改正を行います。
1.(1)	合流式下水道の処理場は大雨時に簡易処理をして処理水を放流しており、負荷量規制が適用されると規制基準を上回ることが考えられる。この雨水対策については、今後合流式下水道の改善対策事業で実施する計画であるが、合流式下水道への湖沼法の適用にあたっては配慮いただきたい	1	御意見を踏まえて、適切な運用を図っていきたくと考えています。
1.(1)	本改正案の趣旨からすると、緩いレベルの規制基準設定はおかしく、経過措置を設けた上で、新設と同じにすべきである。	1	既設の工場・事業場に対する負荷量規制は、既設の排水処理施設に対して規制を適用することとなるため、新設の工場・事業場に対する負荷量規制よりも緩いレベルでの規制基準を設定することが可能な算式とし、最終的には、都道府県知事の判断により設定されることとなります。
1.(1)	負荷量規制の適用を踏まえ、下水処理施設等の機能強化のため下水道施設、農業集落排水施設等に併設して、空き地や休耕田などを活用した湿地をピオトープとして設置して、処理水をさらに自然の力で浄化する方法を提案する。	1	今般の法改正により、自然浄化機能を活用できる湖辺環境保護地区制度を設けたところです。
1.(2) 改正法第28条の事務の政令市への委任について	流出水対策地区が複数の市町村にまたがる場合、統一的な指導・勧告ができないため、都道府県知事の事務とし、政令市への委任は削除されたい。	1	湖沼法第24条に基づく指導等も政令市の長に委任されていることから、本事務についても委任することが適当であると考えています。

<p>2. 施行規則 (1) 既設の事業場に対する汚濁負荷量規制基準の追加</p>	<p>規制対象外の中小の工場からの排水や、環境基準点のない中小河川への排水・それが与える湖への負荷率についてのモニタリングが必要</p>	<p>1</p>	<p>「湖沼環境保全制度の在り方について」(平成17年1月中央環境審議会答申)において、「生活環境項目に係る排水規制が現時点で適用されていない小規模な事業場からの排水の負荷量が多い湖沼がある。汚濁負荷の詳細を把握しつつ、これらの汚濁負荷も削減していくことが重要である。(中略)新設の事業場に限っては、未規制の小規模な事業場であっても、対策を求めていくことが重要である。」と記述されていることを踏まえ、現在調査検討中です。</p>
<p>2.(1)</p>	<p>湖沼水質保全特別措置法規則の改正案に農地系・生活系の改正案を組み入れていただきたい。</p>	<p>1</p>	<p>生活系については、御意見を踏まえて、必要な政省令改正を行います。なお、農地系については、今般の湖沼法改正による流出水対策地区の制度の導入によって対策を講じることとしています。</p>
<p>2.(2) 湖辺環境保護の対象となる植物の指定</p>	<p>湖辺環境保護の対象となる植物の指定は適切である。</p>	<p>4</p>	<p>御意見を踏まえて、必要な省令改正を行います。</p>
<p>2.(2)</p>	<p>都道府県知事が具体的な植物を選定する権限は、湖沼を取り巻く市町村長へ委譲できないのか。</p>	<p>1</p>	<p>湖辺環境保護地区を指定することとされている都道府県知事が湖沼の水質の改善に資する植物を選定することとしています。</p>
<p>2.(2)</p>	<p>植物だけが対象となっているが、たとえば浚渫等の公共工事や水上バイク等のプレジャーボート等の利用により貝類(水質浄化作用も期待できる)や甲殻類への影響も考えられるが保護対象としないのか。</p>	<p>1</p>	<p>貝類や甲殻類による水質浄化能力については、現段階では、科学的知見が確立されていないため、まずは知見の集積を図ってまいりたいと考えています。</p>
<p>2.(3)湖辺環境保護地区内における行為の届出</p>	<p>届出を要する行為の内容を明確化されたい。</p>	<p>1</p>	<p>改正湖沼法第三十条第一項において、届出を要する行為を明らかにしています。また、御意見を踏まえて、省令において届出を要しない行為を明らかにする等必要な省令改正を行います。</p>

その他	流出水対策も重点事項であるが、具体的にはどのような運営となるのか。	1	改正湖沼法第二十五条に基づき、都道府県知事が流出水対策地区を指定した場合には、同法第二十六条に基づき、流出水対策推進計画を定めることとなります。なお、今後、流出水対策推進モデル計画の策定調査を推進していくこととしています。
その他	総量規制と負荷量規制値の算定方法など整合性をもったわかりやすい制度にしたい。	1	総量規制は、負荷量規制等各種の措置を講じても水質環境基準の確保が困難である指定湖沼に適用されるものです。
その他	最近各地の湖沼では、外来水草が進入して、繁茂することで水質や生態系に悪影響を及ぼしている。これらの外来水草の導入等の規制も必要である。	1	御懸念の点については、湖沼水質保全基本方針(平成18年1月24日閣議決定)において、「生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来植物で主に構成される植生を含まないものとする。」とされているところです。
その他	汚濁の濃度は観測点における流量に影響されやすく、変動の激しい中小河川においては、観測が不能な状態にある。しかし、NPO活動の中には、限界を承知で自主的なモニタリングを始める素地ができはじめている。このような活動を、どう支援し政策に反映していくのか検討する必要がある。今回の水質への規制強化をもって、どの対策を講じたことがどれほどの効用になってあらわれるのか、また琵琶湖全体に対してはどの程度効果を発揮してくるのか、階層的に評価する方法(モニタリングの体制とコスト)を再考してほしい。そのときに用いる基準値がBOD/COD中心であってよいのか、そのことも学術的な知見を踏まえながら振返るべきである。	1	御意見については、今後の水環境行政の参考にさせていただきます。